



県章

群馬県報

平成29年
3月3日(金)
第9480号

目次

ページ

規 則

- 群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課) 2
- 群馬県立県民健康科学大学大学院学則の一部を改正する規則(県民健康科学大学) 2
- 群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築課) 2

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 3
- 監視伝染病の検査命令(畜産課) 4
- 同 5
- 家畜の注射の実施(同) 6
- 道路の区域変更(道路管理課) 6
- 道路の供用開始(同) 6

公 告

- 平成29年度前期技能検定の実施(産業人材育成課) 7
- 平成29年度技能検定随時3級、基礎1級及び基礎2級の実施(同) 9

収用委員会公告

- 収用の裁決手続の開始決定 11
- 公示による通知 12

正 誤

- 平成28年12月13日群馬県告示第326号(森林保全課) 12

■ 規 則

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第五号

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第十一号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を加え、「及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律」を「、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法(第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)」に改める。

別記様式第二十九号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を加え、「及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を「、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法(第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第六号

群馬県立県民健康科学大学大学院学則の一部を改正する規則

群馬県立県民健康科学大学大学院学則(平成二十一年群馬県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「作成」の下に「又は特定の課題についての研究」を加える。

第二十七条第二項中「学位論文」を「及び学位論文又は特定の課題についての研究の成果」に、「及び修了」を「並びに修了」に改める。

第三十三条第一項及び第三項中「学位論文」の下に「又は特定の課題についての研究の成果」を加える。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前から引き続き群馬県立県民健康科学大学大学院に在学する者に係る教育方法及び修了要件については、この規則による改正後の第二十四条及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第七号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表政令第十六条第一項第一号に掲げる建築物の項中「第十六条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同表政令第十六条第一項第二号及び第五号に掲げる建築物並びに同項第三号に掲げる建築物(用途がホテル又は旅館であるものを除く。)の項中「第十六条第一項第二号及び第五号に掲げる建築物並びに同項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、「除く。」の下に「及び同項第五号に掲げる建築物」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第66号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
 - (1) ブルセラ病及び結核病
 - (2) ヨーネ病
 - (3) 伝達性海綿状脳症
 - (4) 馬伝染性貧血
 - (5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
 - (6) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ病及び結核病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
 - エ 搾乳の用に供するため家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第9条第2項の農林水産大臣が定める区域から導入した牛
 - (2) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛
 - (3) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
 - イ 月齢又は推定月齢が12月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (4) 馬伝染性貧血にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
 - (5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、種鶏及びその候補鶏のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (6) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、規則別表第1に定める方法
 - (2) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)にあつては、血清学的検査
 - (3) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第67号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察

- (1) 豚コレラ
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

2 実施する区域 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 豚コレラにあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)を100羽以上(だちょうの場合は、10羽以上)飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、越夏していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

4 実施の期日

- (1) 豚コレラ並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- (2) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、平成29年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

5 検査の方法

- (1) 豚コレラにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清学的検査
 - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、血清抗体検査
 - (3) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、臨床検査及び血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第68号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）
 - (2) 牛伝染性鼻気管炎
 - (3) 豚オーエスキー病
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
 - (2) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚
- 4 実施の期日 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射の実施の方法
 - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
 - (2) 豚オーエスキー病にあつては、皮内注射法又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	香林羽黒線	伊勢崎市下植木町882番の1地先から同市同874番の1地先まで	前	8.2～16.3	66.1
			後	9.7～19.0	66.1

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	中之条東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字牧寄468番の2地先から同郡同町大字同字同421番の2地先まで	平成29年3月3日

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成29年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

(1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、心無し研削盤、ホブ盤、マシニングセンタ及び精密器具製作に係るものに限る。）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、めっき（2級の電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 単一等級 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成29年6月5日（月）から同年9月10日（日）までの間において、群馬県職業能力開発

協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成29年5月29日（月）に職能協会において公表する。
ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成29年7月16日（日）
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	平成29年8月20日（日）
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	平成29年8月27日（日）
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	平成29年9月3日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 平成29年4月3日（月）から同月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったも

の)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は平成29年8月25日（金）に、技能検定合格者（1級、2級、3級（金属熱処理に限る。）及び単一等級職種に係るものに限る。）の受検番号は同年9月29日（金）に、それぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成29年度技能検定随時3級、基礎1級及び基礎2級の実施について、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

(1) 随時3級 鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、

内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 随時受付

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で交付する。なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年3月3日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 石井啓一
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下湯原

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
乙375番	山林	山林	505	823.24	823.24

4 土地所有者の氏名及び住所

持分5040分の1260 不明

ただし、登記名義人（亡）武藤とらの法定相続人の全員又は一部の者
（戸籍により確認できる法定相続人の氏名及び住所は次のとおり）

氏名	住所
武藤 丈平（存否不明）	（最後の本籍地） 群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木1723番地
武藤 かう	不明 （外務省所在調査の回答に記載のあった住所地） Rua Tenente Pereira Sobrinho, 26 Sao Bernardo do Campo-SP-Brasil
大泉 をり	不明 （最後の本籍地） 北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字ウトロ番外地
武藤 竹夫	不明 （外務省所在調査の回答に記載のあった住所地） Faz. Santa Eugenia Est. Duartina L. Paulista, Brasil
武藤 保	不明 （外務省所在調査の回答に記載のあった住所地） Rua Matias Albuquerque, 62, Pq. S. Paulo Sao Bernardo do Campo-SP-Brasil CEP 09732-240
武藤 新平	不明 （外務省所在調査の回答に記載のあった住所地） Faz. Santa Eugenia Est. Duartina L. Paulista, Brasil
武藤 佐代子	（外務省所在調査の回答に記載のあった住所地） Rua Manoel Viasa, 27 Vila Ivone Sao Paulo-SP-Brasil
加藤 キサト	（外務省所在調査の回答に記載のあった住所地）

	Rua Canada, 8-66, Jardim Terra Branco Bauru-SP-Brasil
--	---

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年2月17日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県収用委員会事務局（群馬県県土整備部監理課用地対策室）に保管してあり、通知を受けべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年3月24日をもって、その通知があったものとみなされる。

平成29年3月3日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 事件名 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成29年2月28日付け群収用委第30046-7号「第1回審理の開催について（通知）」
- 3 通知を受けべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番
 - (1) 氏名及び住所

氏名	住所
武藤 丈平（存否不明）	—
武藤 かう	不明
大泉 をり	同上
武藤 竹夫	同上
武藤 保	同上
武藤 新平	同上

- (2) 土地の所在及び地番 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下湯原乙375番

■ 正 誤

○告示正誤

平成28年12月13日群馬県告示第326号（保安林予定森林）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9459号	2	8	2794の2	2794の2（次の図に示す部分に限る。）

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
